

会 議 録

〈2022年度 愛知県入札監視委員会第1回定例会議〉

【入札契約手続の運用状況等の報告】

2021年度第4四半期における発注工事について政策企画局、総務局、防災安全局、福祉局、病院事業庁、企業庁、農林基盤局、建設局、教育委員会、スポーツ局及び警察本部から発注工事総括表及び一覧表等により報告があった。(資料1)

・主な質疑

質問・意見	回答（要旨）
<p>(建設局の指名競争入札について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療療育総合センター環境整備工事(その1)について、契約額が約1億9500万円で指名競争入札になった理由、151者指名して150者辞退と多くの辞退者が出た理由、請負率が99.8%と高い理由は何か。 ・一般競争入札の際は入札参加者がいなかったとのことだが、業者に参加しなかった理由を尋ねなかったか。 ・関連工事との調整に手間がかかることは県も理解していて、指名競争入札になった段階で手を打ったが1者しか参加しなかったということか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・指名競争入札の理由については、この工事は一般競争入札で2月に発注をかけたが参加者がなく、事業の進捗を図るために指名競争入札に切り替えて発注した。辞退者が多かった理由は、関連工事の調整に手間がかかるため、請負率が高くなったのも、関連工事の調整に手間がかかるためと推察している。 ・入札参加申込者がなかったことについて、業者に聞き取りはしていないが、指名競争入札の際は地域要件を広げて幅広く指名したので151者指名になった。 ・はい。
<p>(政策企画局の随意契約について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ジブリパークの関係で随意契約が2件あるが、特殊な工事ノウハウを持っている業者しかできないという理由で随意契約なのか。 ・2件とも請負率が100%になっているが、交渉なので適正な価格に落ち着いて契約していると捉えて良いか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特殊な工事というわけではない。この2件の工事箇所は、ジブリパーク整備工事で施工している場所である。例えば1件目の愛・地球博記念公園供給処理施設改修工事は、ジブリパーク整備工事で、照明灯を設置する工事をしていたところ、照明灯の基礎が施工される地下部分に既設のガス管が存在しており、移設する必要があることが判明したため、同一区間で複数の業者が作業することになる場合の工程調整や安全管理の面から現に照明灯の敷設工事を行っている業者と随意契約した。もう1件の愛・地球博記念公園エントランスプラザ改修工事も同様の考え方である。 ・県の歩掛や標準単価によらず、参考見積から予定価格を積算した。積算にあたっては適正な価格と考えている。

<p>(建設局の指名停止について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同じ業者に対し 2 件の指名停止があり、指名停止の期間が重なっているが、この取扱いの問題ないか。 <p>(教育委員会の一般競争入札について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高等学校堆肥製造装置設置工事が 2 件あるが、具体的にどのような工事か。 ・2 件は同じ業者が落札しており、落札額は近いが、請負率に差がある。予定価格はどのように求めたのか。 <p>(病院事業庁の指名停止について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指名停止理由について、業者が落札者として決定後、辞退したためとのことだが、辞退の理由は何か。 ・材料の供給が見込めないということは今後もありそうで、それに対して指名停止にして良いか悩ましい気もするが、業者の都合ということなのでそのような対応が続くのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・同一業者に対する指名停止が 2 件あるが、事案は別である。中央公共工事契約制度運用連絡協議会の取扱いにおいても、同じ業者で期間が重複する場合でも、事案が発生した時点で停止期間が生じるという考え方でやっている。 ・備品として購入した堆肥製造装置を据え付ける工事である。 ・それぞれ予定価格は業者からの参考見積で求めた。予定価格が異なるのは、学校によって堆肥製造装置の大きさや、据え付ける地形も異なったためである。 ・半導体や樹脂材料が入手困難な状況が続いており、供給が見込めなかったためである。 ・今回の場合は、入札の際の質疑応答で、材料の供給が見込めない場合納期を延長することは可能かという質問があった。それに対し、期限までの納期でと回答していたのでそのような対応をした。
--	---

【検討事案抽出の報告・確認】

抽出担当委員から、1月から3月までの発注工事について、11局庁等の発注工事の中から企業庁、都市・交通局、建設局の事案について抽出した旨、報告された。(資料2)

【抽出事案に関する説明及び検討】

○美浜線更新第1工区(その1)送水管布設工事【企業庁】

・主な質疑

質問・意見	回答(要旨)
<ul style="list-style-type: none"> ・1回目の入札は3者参加で全者辞退、今回は2者参加で1者無効ということだが、入札に参加した3者と2者は重複しているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・1回目の入札に参加した3者のうち1者が2回目の入札に参加している。
<ul style="list-style-type: none"> ・1回目の入札で全者辞退した理由は何か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・1者は配置できる技術者がいないため、もう1者は現場の安全確保がハイリスクのため、最後の1者は予算が予定価格を超過するためである。
<ul style="list-style-type: none"> ・1回目と2回目の見込み業者数は20者 	<ul style="list-style-type: none"> ・はい。

<p>で同じか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2 回目の入札で 1 者辞退した理由は何か。 ・入札されなかったことについて問い合わせはしていないか。 ・予定価格は公表されるか。 ・予定価格の算出に参考見積は取らなかったか。 ・参考見積を取る場合と取らない場合があるか。 ・単価が確定しているものは参考見積を取らないのか。 ・参考見積を取ると複数の業者から取ると思うが、その時情報を得られるし、参考見積を出した業者は入札に参加すると思う。今回、実質 1 者の入札参加になったが、そういった事態を参考見積を取ることで防げると思うがどうか。 ・自分が業者だったら、採算を取るために公表された予定価格に近い額で応札するだろうが、他の業者も入れてくると思うので、予定価格の 100%から少し下げて入札すると思うが、そういうことは経験上ないものか。 ・見込み業者数が 20 者だとすると談合をできなくもない。請負率が 100%と高いのでその点気になった。 ・1 回不調になり、工事を分割して再度発注している。工事の規格を小さくして入札しやすくする方法と、まとめて大きくしてスケール効果で業者のメリットを出す方法があると思うが、今回小さくした方が技術者を配置できる可能性が高いという判断か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・期日までに入札されなかったためである。 ・はい。 ・はい。 ・今回は取っていない。 ・県の標準単価で積算する場合は見積もりを取らないが、特殊な工法や、公表されていない単価を使う場合は見積もりを取ることがある。 ・県の標準単価があるものはそれを使っている。 ・標準的な水道工事については、標準の設計歩掛り、設計基準に基づいて積算している。単価は標準なものは設計単価を設定している。また、設計歩掛りも公表している。 ・一般的にはそういうこともあると思う。今回は発注時期が年度末に近いこともあって、業者も配置できる技術者の都合がつかないということがあったと想定される。 ・技術者の確保が難しいと考えたので小さくした。スケールメリットを出そうとすると発注の準備が間に合わず難しいと判断した。
--	--

○港湾区域海岸改良工事（護岸補強工）その 1【都市・交通局】

・主な質疑

質問・意見	回答（要旨）
<p>・比較事案に港湾区域海岸改良工事（護岸補強工）その２（R3 国補正）とある。国補正とはどういうことか。</p> <p>・その１工事はその２工事に比べて手間と時間がかかるとのことだが、積算にその点は反映されるのか。</p> <p>・潮間での作業や、技術者等制約があるとのことだが、その点は積算で考慮しないのか。</p> <p>・積算で考慮はするが、業者はそれ以上に手間だと考えたということか。</p> <p>・その１工事とその２工事で入札参加業者が重なっていて、その１工事で辞退した４者のうち３者がその２工事に高い金額で入札参加している。たまたまだが、企業庁の抽出事案もそのうち１者が１者の入札参加で落札している。知多建設事務所管内で主要な業者が話を通して辞退したり高めの金額で入札したりすれば回せてしまうように見えてしまう。予定価格は公表されているが、公表しなければならないのか。</p> <p>・地域要件があり見込み業者数がそれほど多くない場合、予定価格がわかると談合する可能性がある。規定で公表することになっているのであれば仕方ないが、公表されていない方が良いのではないかと感じた。</p> <p>・その１工事の方がその２工事に比べ工事の範囲が広い。また、中心となるのがコンクリート工事かそうでないかが違うということだが、その１工事の方が手間と時間がかかるにしても予定価格が安い理由は何か。</p>	<p>・その１工事はR3年度当初予算の工事である。その２工事は補正予算で行う工事である。県の中で予算がわかるようにこのように記載している。</p> <p>・基本的に標準歩掛に基づいている。そういった点もある程度含めた歩掛になっている。今回は海の工区で潮の干満の関係等、現場条件によってはかなり手間がかかる可能性があるという心理が働いて業者が安全側に考えたのではないかと考えている。</p> <p>・ある程度その点を考慮した標準歩掛になっているのでそれを使っているが、業者は手間がかかる可能性があるかと判断したと考える。</p> <p>・交通など様々な制約が重なり手間のかかる要素が標準より多いと考えたのではないかと考える。</p> <p>・今の規定では公表することになっている。</p> <p>・その１工事の方が延長が長く、工事場所が分かれており、コンクリート工事が多い。コンクリート工事でも形によって手間が変わる。積算上はコンクリートのボリュームや型枠の面積で決まってくるから、その部分は明確に反映できない。その２工事の矢板の工事は一連の工事である。そういった点からその１工事は不確定要素や手間を考慮して高めの金額で入札して、事実、予定価格超過で辞退する業者もあった。</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・コンクリート工事の方が積算の単価が安いから安くでき、矢板工事の方が材料費等で単価が高いのか。 ・その1工事は辞退した4者のうち3者が予定価格超過とのことだが、もう1者の理由は何か。 ・その2工事で落札した業者のその1工事の辞退理由は予定価格超過か。 ・その1工事も時期を考慮して辞退者を減らすこともできなかったのか。 ・潮間工事なので予測できない困難さがあるとのことだが、潮の関係を緩やかな時期にするなど考慮することは可能か。 ・その1工事は、困難があるということだが、予定価格を決める時、特殊事情がある等で参考見積を取ることはしないのか。 ・積算する時に手間がかかることは、標準の中で考慮できるか。 ・県も現場を見て積算するか。 ・潮の大小や手間はそこでわかると思う。そこで参考見積を取るという方法もあると思うがどうか。 ・5者参加、4者辞退で実質1者の入札参加になり、請負率が高いということだが、参考見積を複数の業者から取れば1者の入札参加は防げたのではないかと思われた。そこまでのことは見積の段階では予想できなかったのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・矢板は材料費のウェイトが大きいので費用は読めるが、コンクリート工事はいろいろな工種があるので差が出てくると考えて業者は入札したと考える。 ・自社都合とのことで、明確な回答は得られなかった。 ・自社都合である。推測だが、その1工事とその2工事は2ヶ月ずれている。その1工事は工事が多い年度末の工事で技術者が拘束されているところが多いが、その2工事は年度末の工事が終わって技術者が空いてくる時期の工事である。技術者の確保のしやすさも関係していると考えられる。 ・できるだけ時期を考えるが、前の工事が終わらないと本工事ができないという事情もありこの時期になった。 ・基本的に毎日干満があり、時期によらず潮の条件は出てくるので困難さは時期によって変わらない。 ・標準積算に明らかに適合しない地域の特殊性などがある時は取ることもあるが、基本的には標準歩掛の中でやっている。今回は標準の中でできると判断した。 ・そういう点も含めて標準歩掛ができているが、業者は現場を確認して厳しい現場か可能な現場か判断する。 ・はい。 ・どの工事も程度の差はあるが事情がある。その中で標準歩掛を適用するのが良いという判断で積算した。明らかに特殊性があり歩掛にあてはまらない場合、それによらないことも手法としてはあり得ると思う。 ・1者で少ないことは事実だが、入札していただけで、現に工事も行っていたため可能な工事であったと考える。どの業者もできなかった時は次の手法を考える必要がある。
--	--

<ul style="list-style-type: none"> ・護岸工事の実績が参加資格要件に入っているが、護岸工事が陸上工事か海上工事かの区別はしないのか。 ・台船を持ってきて行う工事ではないのか。 ・そういう意味では海上工事か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・要件を「海岸等における護岸等工事」として、海岸、港湾、漁港等で工事を行った実績がある業者を参加要件としている。海上工事だけにすると港湾や漁港は陸上から行う工事もあるので、そこまでの区別にはしていない。 ・基本は陸上から重機を置くが、その場合は潮の影響がある。 ・はい。
---	---

○通常砂防工事（事業間連携）（余裕期間）【建設局】

・主な質疑

質問・意見	回答（要旨）
<ul style="list-style-type: none"> ・先行工事があったとのことだが、図面の黒い部分か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・黒い部分の一部である。R1年度から着手していて、下流側に向かって工事を行っている。そのうち一部が工事中である。工期がR4.2.28、契約がR4.1.12の先行工事が行われていた。
<ul style="list-style-type: none"> ・先行工事と本工事の施工業者は違うか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・先行工事の施工業者は今回の入札に参加せず無効になっている。
<ul style="list-style-type: none"> ・同じ業者だとそのまま工事ができたと思うが違う業者だったのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・はい。
<ul style="list-style-type: none"> ・辞退者が実質9者で、辞退理由としては作業環境が厳しい、先行工事があるとのことだが、それは県はわかっていたか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・はい。
<ul style="list-style-type: none"> ・指名業者は内規で10者以上になっているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・はい。
<ul style="list-style-type: none"> ・作業環境が厳しい等様々な問題があると辞退者が増えることは予測できると思うが、指名業者数を増やすことは検討しなかったのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地元の業者が現場をわかっている。やみくもに指名業者数を増やしても入札参加者数が増えるとは考えなかったため、地元の業者10者を指名した。
<ul style="list-style-type: none"> ・予定価格は入札参加者もわかっているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・はい。
<ul style="list-style-type: none"> ・予定価格を決めるにあたって参考見積を取っていないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・はい。
<ul style="list-style-type: none"> ・その理由は何か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・砂防の積算基準に基づいて積算したため。

<ul style="list-style-type: none"> ・参考見積を取ることは禁止されているのか。 ・必要があればとることは可能か。 ・結果論かもしれないが、1者入札になっている。2者から参考見積もりを取ったり、指名業者数を増やしたりすれば、違う結果になったかもしれないと思ったが、そこまで予想できなかったということか。 ・わかった。 ・2者無効になっているが、無効とは何か。 ・指名競争入札とは、指名の通知がいきなり相手に届くのか。事前に意思確認等あるのか。 ・一般的にそういうものか。 ・工事名に事業間連携、余裕期間という記載があるが、どういう意味か。 ・入札してもらい、工事の請負を確保するための対応ということか。 ・技術者不足等での不調不落を避けるために期間を設けて業者が自由に着手できる良い制度だと思う。枠組みとしてはどれ位の余裕期間を設定できるという決まりはあるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県としては禁止されていない。 ・歩掛と現場条件が著しく違う場合、応札者がいない場合等は、協議をして参考見積を取ることにすれば取ることもある。一概に取る、取らないということはないが禁止はされていない。 ・はい。 ・応札しなかった業者である。そのため、理由も確認できない。 ・指名の通知がいきなり来る。 ・はい。 ・事業間連携については工事場所の近くに国道 363 号線があり、この道路は緊急輸送道路に指定されている。上流で道路災害防除事業ということで緊急輸送道路の通行を確保する工事が行われており、それと連携して緊急輸送道路を確保する事業ということで事業間連携となっている。余裕期間とは、着手時期を業者が決めることができ、4か月以内に着手すれば良いという制度で、業者が契約した後すぐに技術者を配置しなくてもよいものである。発注者が着手の期限を指定することもできる。 ・はい。 ・契約後 4 か月以内に着手、もしくは発注者が着手の期限を指定できる。
--	---

<ul style="list-style-type: none"> ・1月契約で、着手時期の年度が変わる問題はないか。 ・この箇所の砂防工事は全部を終えるのにどれ位かかるか。現在何割位終えているのか。 ・この場所で来年度以降工事が発生することはないか。 ・この箇所の工事全部の総額は。 ・今回はそのうちの3000万円位の工事で。 ・年度ごとに入札がされるので、業者は異なるのか。 ・スケールメリットで全部一括の工事とすることはしないのか。 ・分割した方が総額も少ないのか。それはまた別問題か。 ・全体の工事がR1年度から始まり工事は4つに分かれているということか。 ・4つの工事か。 ・本工事と先行工事は業者が異なるが、先行工事の前の業者はどこか。 ・前の工事は全部同じ業者で今回初めて違う業者になったのか。 ・前の4つの工事では、今回の業者は入札参加しているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は翌債を取っているので問題なくできた。 ・R4年度で完了である。 ・はい。 ・詳細の資料がないが、おそらく2億円いかない位である。 ・はい。R1年度から4年間で施工している。 ・同じ業者でも違う業者でも良かったが、結果としては、今回のみ違う業者である。 ・工期的に1年では厳しい。上からの水も来るので渇水期の施工という時期的な条件もある。債務負担行為を組むこともできるかもしれないが、分割できるので、各年度で予算の中で行った。 ・はい。 ・R1年度、R2年度、R2年度補正、R3年度、R4年度の予算で工事を進めている。 ・工事数としてはR4年度合わせて5つである。 ・先行工事と同じである。 ・はい。 ・R2年度補正の資料しかないが、その時は指名に入っていたが、辞退された。その時他に2者の応札があった。
---	--

【検討結果のまとめ】

委員会として今回検討した各事案について、特に意見として申し上げることはない。1者入札を防ぐ取組として余裕期間を設ける等様々な努力をしていただいていることは理解しているが、なお一層引き続き努力していただいなるべく競争が働くような形で入札できるよう取り組んでいただくことを要望する。

【その他】

- (1) 次回の定例会議における検討事案の抽出の委任について
- (2) 次回の定例会議の日程について